児童手当における子どもの数え方

手当が支給されるのは、中学卒業（15 歳の誕生日後の最初の３月 31 日まで）までですが、子どもが何人いるかを数えるに当たっては、高校卒業に相当する年齢（18 歳の誕生日後の最初の３月 31 日まで）までの子どもが何人いるかを数えます。
この数え方によって、「3 歳以上小学校修了前」の子どもの手当月額が決まります。

○例１（14 歳～2 歳までの子どもが４人いる場合）

年　齢	順　番	手当月額	区　分
14 歳	第１子	10,000円	中学生の第１子・月額 10,000 円
９歳	第２子	10,000円	３歳以上小学校修了前の第２子・月額 10,000 円
７歳	第３子	15,000円	３歳以上小学校修了前の第３子・月額 15,000 円
２歳	第４子	15,000円	３歳未満の第４子・月額 15,000 円

「例１」の場合、高校卒業に相当する年齢までの子どもは、14 歳の子から、２歳までの子となり、児童手当においては、子どもが４人いることになります。そして７歳の子は第３子として数えられ、児童手当は月額 15,000 円となります。

○例２（17 歳～6 歳までの子どもが４人いる場合）

年　齢	順　番	手当月額	区　分
17 歳	第１子	―	支給対象外児童の第１子
14 歳	第２子	10,000円	中学生の第２子・月額 10,000 円
10 歳	第３子	15,000円	３歳以上小学校修了前の第３子・月額 15,000 円
６歳	第４子	15,000円	３歳以上小学校修了前の第４子・月額 15,000 円

「例２」の場合、高校卒業に相当する年齢までの子どもは、17 歳の子から、６歳までの子となります。17 歳の子は、児童手当の支給対象とはならないため、その分の手当は支払われませんが、子どもの数を数える際の頭数には入るため、10 歳と６歳の子は、第３子以降となり、児童手当は月額 15,000 円が支給されます。

○例３（19 歳～4 歳までの子どもが４人いる場合）

年　齢	順　番	手当月額	区　分
19 歳	―	―	
13 歳	第１子	10,000円	中学生の第１子・月額 10,000 円
８歳	第２子	10,000円	３歳以上小学校修了前の第２子・月額 10,000 円
４歳	第３子	15,000円	３歳以上小学校修了前の第３子・月額 15,000 円

「例３」の場合、高校卒業に相当する年齢までの子どもは、13 歳の子から、３歳までの子となり、子どもの数は３人と数えられます。これにより８歳の子は第２子と数えられ、児童手当の月額は 10,000 円が支給されます。